

令和8年度 福祉関係主要事業計画

[健康福祉局]

1. 校区社会福祉協議会活動支援経費 **拡**

(予算額)9,500千円
(所管課)健康福祉政策課

○校区社会福祉協議会に対する助成に要する経費

現状・課題

- 校区社会福祉協議会(以下、「校区社協」という)は、地域における自主的な福祉活動の中核として、住民が参加しやすい福祉活動の促進や、地域での調整役の役割を果たすなど、本市の地域福祉の推進において重要な役割を担っている。
- 第5次熊本市地域福祉計画等においては、校区社協等の地域団体による地域福祉活動の推進を具体的な取組の一つとして掲げ、令和元年度より、地域団体の活動への支援などを通して、住民主体の地域福祉活動を推進することとしている。
- 今後の校区社協の活動については、近年の地域のつながりの希薄化や担い手確保等の課題への対応も見据え、コロナ禍等により縮小した地域福祉活動の再開・活性化を促進していくため、さらなる支援を行う必要がある。

事業概要

○事業費:9,500千円

○事業内容

校区社協の活動に対する補助^[拡充]

従前の活動支援(5万円/校区・地区)を拡充し、校区社協が各地域の特性等に沿って取り組む以下の活動に対して、包括的な活動支援(10万円/校区・地区)を行い、災害時の備えにもつながる地域の主体的な福祉活動の推進と、顔の見える関係づくりを後押しする。

- ・高齢者等のいきいきサロン、子育てサークルの開催
- ・地域交流イベントの開催
- ・災害時の避難行動に係る訓練や防災関連会議の開催
- ・イベント等の開催を含めた定期・不定期の情報交換等の会議開催 など

≪積算内訳≫

・校区社協の活動費に対する補助金:9,500千円(100千円×95校区・地区)

イメージ図



2. 孤独・孤立対策経費 **拡**

(予算額)2,983千円
(所管課)健康福祉政策課

○孤独・孤立問題の普及啓発及び孤独・孤立対策地域協議会の運営等に要する経費

現状・課題

- 本市では、市内のNPO団体等と連携して、令和4年度に熊本市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(孤独・孤立PF)を設置し、令和6年度に参加団体を18団体から34団体へ拡大するなど、官民連携による相談体制の整備や周知啓発等の取組を進めてきた。
- 第5次熊本市地域福祉計画等に掲げる、誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくり等を推進するため、孤独・孤立対策推進法に基づく地域協議会の運営等をはじめ、孤独・孤立PFの中核団体等へのPF事務局機能及び調整機関機能の移行を行い、実効性のある支援体制の構築に取り組む必要がある。

事業概要

○事業費:2,983千円

○事業内容

(1)関連会議の開催等経費【483千円】

《積算内訳》

- ・孤独・孤立PF会議開催経費:26千円
- ・リーフレット改定等経費:271千円
- ・地域協議会開催経費:186千円

〔※地域協議会:個々の当事者等への具体の支援内容を有識者等で協議する孤独・孤立対策推進法第15条第1項に基づく協議会〕

(2)市民向け講演会・出前講座等の開催経費【514千円】

《積算内訳》

孤独・孤立対策の啓発等に係る講演会、出前講座(つながりサポーター養成講座)の開催経費:514千円

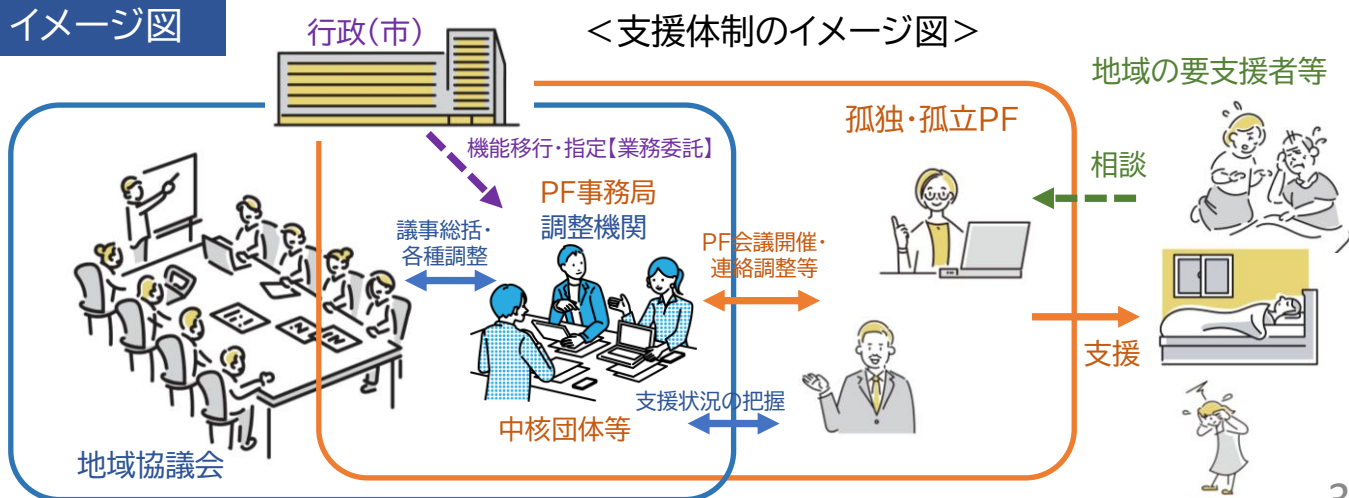
(3)地域協議会等の運営業務委託経費【1,986千円】[拡充]

《積算内訳》

孤独・孤立PFの中核団体等に対する運営業務の委託経費:1,986千円

- ・孤独・孤立PFの事務局業務(PF会議開催、参加団体等との連絡調整等)
- ・調整機関としての地域協議会の運営業務(議事総括、参加団体等と支援調整、支援状況の把握等)

イメージ図



3. 火葬場管外使用料助成経費 新

(予算額)3,000千円
(所管課)健康福祉政策課

○本市外の火葬場利用に係る管外使用料の助成に要する経費

現状・課題

- 本市は、熊本市斎場(東区戸島町)と熊本市植木火葬場(北区植木町)の2つの火葬場を有しており、将来的な火葬需要を見据えて市民の火葬ニーズに対応している。
- 他方で、富合町・城南町等の西南部地域や河内町等の北西部地域などにおいては、お住まいの地域から本市火葬場までの距離が遠く、特に高齢者等には移動の負担が大きいなどの課題がある。
- こうした事情により、一定数の市民がお住まいの地域から近い近隣市町村の火葬場を利用されているが、その際、本市の管内使用料(6,000円)より割高な管外使用料(5万円前後)を支払われており、当該費用の負担軽減を図る必要がある。

事業概要

○事業費:3,000千円

○事業内容

◎本市外の近隣市町村の火葬場を利用した際の当該火葬場の管外使用料の一部を助成

◎助成額は、本市の管内使用料6,000円と当該火葬場の管外使用料の差額の1/2
(上限20,000円)

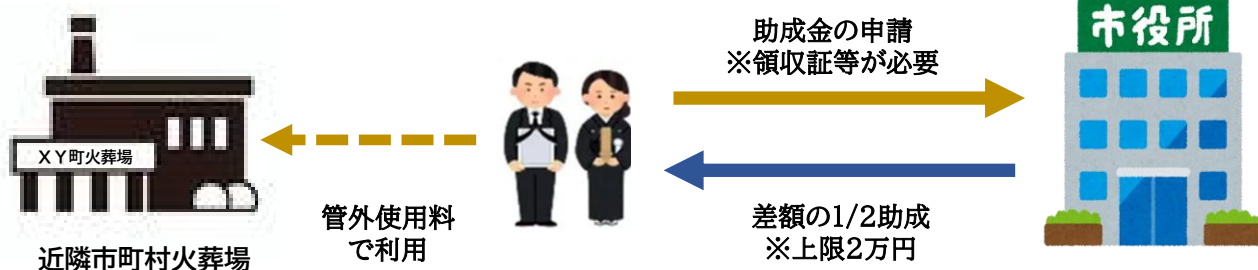
≪積算内訳≫

- ・助成額見込:3,000千円
- ・助成件数見込 約160件 ※R6本市外の火葬場利用実績を基に積算

<例>

- ・管外使用料40,000円の場合、本市管内使用料6,000円との差額34,000円の $1/2=17,000$ 円 ⇒当該額17,000円を助成
- ・管外使用料50,000円の場合、本市管内使用料6,000円との差額44,000円の $1/2=22,000$ 円 ⇒上限額20,000円を助成

イメージ図



4. 難聴高齢者介護予防促進事業 新

(予算額)3,350千円
(所管課)高齢福祉課

○高齢者のフレイル予防や認知症予防、社会参加促進のための補聴器購入費の助成に要する経費

現状・課題

○令和6年9月13日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」において、難聴は生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因となり得るなど、高齢期の生活に及ぼす影響が大きいとされている。

○本市では、チェックリストを用いた自己診断による早期発見・受診勧奨に取り組んでいるが、2019年にはWHOの認知症予防ガイドラインにおいて、難聴が認知症のリスクになると記載され、補聴器の導入が推奨されている。

事業概要

○事業費:3,350千円

○事業内容

加齢性難聴高齢者の補聴器購入費助成

《積算内訳》

県内市町村の実施状況を参考に3万円を上限、対象人数を初年度年間100人と想定

・補助金(助成金):3,000千円(30,000円×100人)

・事務経費:350千円(印刷・郵便)

➤ 対象となる方

- ・本市に住民登録がある65歳以上の方
- ・市民税非課税世帯に属する方、又は生活保護受給中の方
- ・原則として両耳の聴力レベルがいずれも30dB以上であり、耳鼻咽喉科医により、補聴器の必要性が認められる旨の意見書を得られる方
- ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない方
- ・補聴器使用前・後のアンケートの回答ができる方、介護予防事業等に積極的に参加できる方
- ・過去に本事業による助成金交付決定を受けた場合、交付決定から5年が経過している方

イメージ図

補聴器購入費助成の流れ

チェックリストを用いて、聞こえの現状を確認

高齢者支援センター「ささえりあ」又は地域での「通いの場」など

医師の意見書(自己負担)

耳鼻咽喉科受診

市(区役所福祉課)に申請書、医師の意見書提出

購入費助成申請

書類審査、助成の支給・不支給決定書送付

審査・支給決定

補聴器購入・助成

支給決定書が届いた後、補聴器の購入助成金の支払い

アンケート提出

一定期間経過後、補聴器使用前・後の状況等のアンケートを市(高齢福祉課)に提出

フォローアップ

提出されたアンケートを「ささえりあ」や各区福祉課と情報共有
介護予防事業等を案内し、参加を促す

5. 障がい者雇用促進経費

拡

(予算額)23,600千円
(所管課)障がい福祉課

○障がい者の超短時間雇用を含む一般就労等への支援に要する経費

現状・課題

○障がい者雇用を促進するためには、就職から職場定着まで切れ目なく支援を行うことが重要であり、企業や関係機関と連携を図りながら一体的に進めていく必要がある。

○障がい者の多様化するニーズに対応した新たな就労の選択肢を提案することで、雇用の機会を創出し、社会における障がい者の活躍の場を広げていく必要がある。

事業概要

○事業費:23,600千円

○事業内容

(1)障がい者の一般就労に対する支援【18,900千円】

熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就職支援、定着支援、職場開拓等を実施し、障がい者の就労に向けた専門的な支援を行う。

《積算内訳》

・障がい者就労・生活支援センター業務委託料:18,900千円

(2)超短時間雇用等に関する支援【4,700千円】^[拡充]

短時間の就労を希望する障がい者に対し、アプリ等の活用により企業における短時間雇用等の働き方の選択肢を広げ、障がい者が活躍できる環境づくりに取り組む。

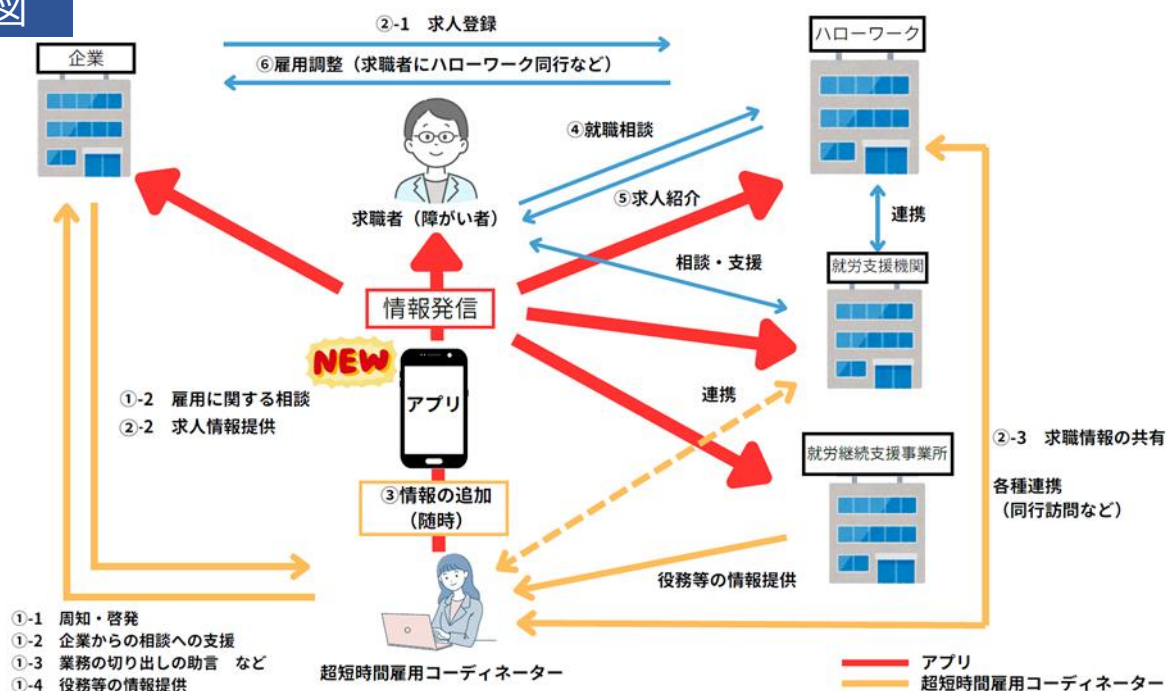
また、企業に対しては、障がい者就労支援施設に依頼可能な作業や施設商品の情報を提供し、施設の生産活動による収入の増加を図る。

《積算内訳》

・障がい者の雇用促進に従事する会計年度任用職員人件費(1人分):3,827千円

・超短時間雇用アプリ制作委託料:873千円

イメージ図



6. 視覚障害生活訓練等指導者養成事業

新

(予算額)2,900千円
(所管課)障がい福祉課

○視覚障がい者の生活訓練を行う視覚障害生活訓練等指導者(歩行訓練士)の養成に要する経費

現状・課題

- 視覚障がい者の社会参加促進には、視覚障害生活訓練等指導者(歩行訓練士)による歩行訓練や日常生活訓練が必要であるが、訓練士の不足により、受講待ちが生じている。
- 現在、専任の歩行訓練士として活動しているのは県内で1名のみであり、また、資格の取得には2年間の養成課程を修了する必要があることから、歩行訓練の充実を図るうえで人材の確保が大きな課題となっている。

事業概要

○事業費:2,900千円

○事業内容

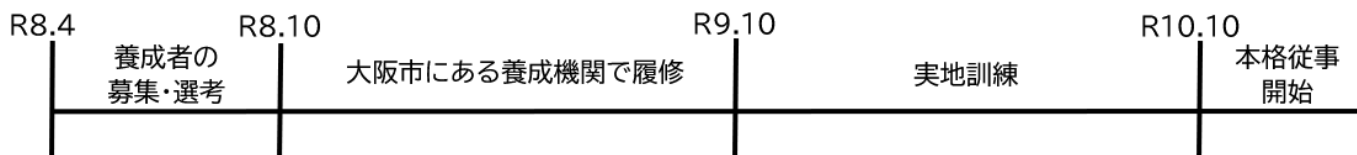
視覚障害生活訓練等指導者の養成

視覚障害生活訓練等指導者(歩行訓練士)の養成事業を通じて、視覚障がい者が生活訓練をスムーズに受けられる体制を整え、安心して暮らせる環境を構築する。

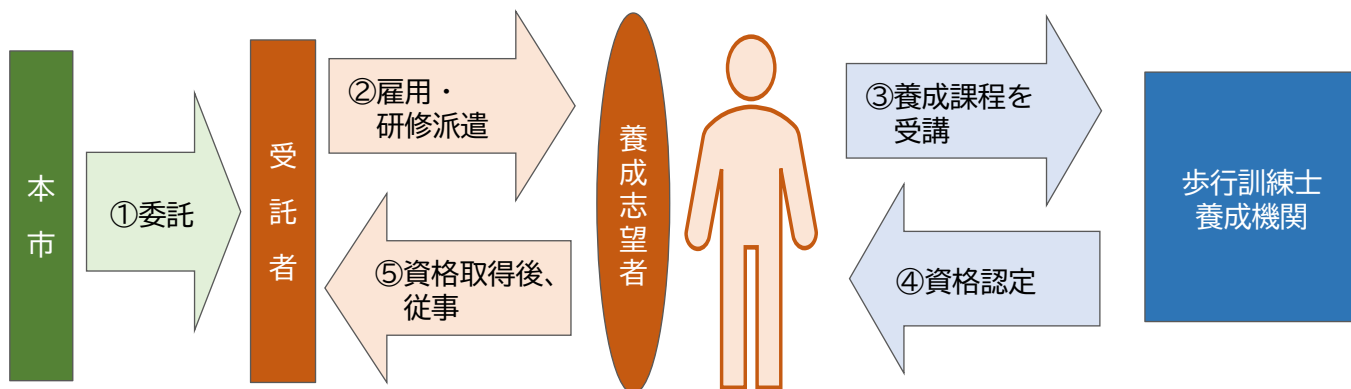
《積算内訳》

・視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託:2,900千円
(債務負担行為 令和9年度 限度額 4,900千円)

《スケジュール》



イメージ図



[こども局]

○児童福祉施設等における性被害の未然防止や早期発見等に要する経費

現状・課題

- 教職員等による児童・生徒への性加害行為が全国的に多発し、本市においても、こどもにわいせつ行為を行った教職員が懲戒免職処分となる重大事案が発生している。
- また、学校外の塾講師や習い事の指導者、ボランティア等による性加害事案が報道されており、こどもが日常的に接する場での安全が求められている。
- 令和8年末の「こども性暴力防止法」施行に伴い、本市においてもこどもの性被害防止に向けた取組の強化が急務である。

事業概要

- 事業費:54,977千円
- 事業内容
 - (1)こどもの性被害防止条例(仮称)の制定【3,000千円】
 - ≪積算内訳≫
 - ・審議会関係経費:1,557千円
 - ・こども等からの意見聴取、広報経費:1,443千円
 - (2)こどもの性被害防止対策の推進【51,977千円】
 - 庁内PTを立ち上げ、既存事業を含め、こどもの性被害防止に向けた①未然防止(抑止力の強化)、②早期発見、③被害者支援の取組を「こどもの性被害防止対策 パッケージ」として打ち出し、強力で推進する。
 - ≪積算内訳≫
 - ・公立保育所等職員向け研修実施及び活動ルール制定:743千円
 - ・公立保育所等の巡回点検:780千円
 - ・こどもセンター・公設児童館等への防犯カメラの設置:50,454千円

イメージ図



2. 結婚支援事業 拡

(予算額)45,000千円
(所管課)こども政策課

- 出会いの機会を提供するための拠点となるくまもと出会いサポートセンターの運営等に要する経費

現状・課題

- 少子化の要因の一つに未婚化・晩婚化があげられており、本市においては、生涯未婚率(R2:男性20.7%、女性17.4%)の上昇が続いている。一方で、本市が実施した市民アンケート調査では、結婚を希望するが、相手に巡り合わないことが障壁と回答した独身者の割合が約46.4%という結果となった。
- 民間サービスに繋がりにくい方やまだ具体的な行動に移れていない方を含む、結婚を希望する全ての方に多様な出会いの機会を提供するため、「くまもと出会いサポートセンター”Kumarry”」において、安全性・信頼性の確保された、安心な結婚支援サービスを提供する必要がある。

事業概要

- 事業費:45,000千円

- 事業内容



くまもと出会いサポートセンター
Kumamoto Encounter Support Center

- (1)くまもと出会いサポートセンターの運営【44,000千円】^{【拡充】}

AIマッチングシステムによる1対1のお見合い支援、婚活イベント・セミナーの企画・運営、「くまもと出会いサポーター(個人ボランティア)」や「くまもと出会い応援団(企業・団体)」の登録促進、会員獲得に向けた広報などを実施する。※熊本連携中枢都市圏事業

《積算内訳》

- | | |
|--|------------------------------------|
| ・センター運営業務:26,734千円 | ・婚活アドバイザー相談:297千円 ^{【拡充】} |
| ・セミナーイベント企画・運営業務:5,824千円 ^{【拡充】} | ・サポーター登録促進業務:541千円 ^{【拡充】} |
| ・広報業務:5,060千円 ^{【拡充】} | ・成婚記念品:330千円 ^{【拡充】} |
| ・マッチングシステム等改修:2,530千円 ^{【拡充】} | ・マッチングシステム運用保守:2,684千円 |

- (2)結婚チャレンジ事業【1,000千円】

地域の団体等が婚活イベントや婚活セミナーを開催する費用を補助する。

イメージ図

くまもと出会いサポートセンター“Kumarry”が提供するサービス

AIマッチングシステムによる 1対1のお見合いサポート

- ・スマホやPCで、お相手探しやお見合い！
- ・AIが相性が良いと思われる異性を紹介



サポーター等による伴走型支援

お見合いの立会いや交際
成立後のフォローなど、
伴走型でサポート！



結婚相談サポート

- ・対面orオンラインによる相談！
- ・豊富な婚活スキルを持つ職員が対応！



婚活イベント・セミナーの開催

イベントやセミナー
で複数人での出会いの機会を提供



○こども食堂の運営支援等のこどもの未来応援基金を活用した取組に要する経費

現状・課題

- こどもの未来応援基金を活用して、地域で行われている子育て支援活動やこども食堂の活動等に対して運営費を助成している。
 - こども食堂は、各地で自発的に運営され、多くはこどもを中心に幅広い世代の人たちが食を通じて交流する居場所となっており、単なる食事の提供に留まらず、貧困対策や地域コミュニティの活性化等の役割を有している。
 - 昨今の物価高騰の影響等により、こども食堂の運営資金が不足※しており、活動の継続に支障が生じるおそれがある。このため、助成額を見直すことにより、こども食堂の安定的な活動を支援する必要がある。
- ※ アンケート結果(本市でこども食堂を運営している団体・個人に対して令和7年度に実施)
物価高騰による影響あり:73%
活動に関する困りごと(一番多かった回答項目):本来必要となる運営資金の不足:65%

事業概要

- 事業費:16,900千円
- 事業内容
 - (1)事業費補助【16,546千円】^[拡充]
地域で子育て支援活動やこども食堂等を行う団体・個人に対し、活動資金を助成する。
《積算内訳》
 - ・活動助成:16,546千円※こども食堂について、これまでの実施回数に応じた助成に加え、こどもの利用人数を加味した制度とし、助成額の充実を図る。
 - (2)運営委員会等関係経費【354千円】
《積算内訳》
 - ・運営委員会開催経費:203千円
 - ・事務費等:131千円
 - ・助成団体の活動視察経費:20千円

イメージ図

<こども食堂助成見直し内容>

現行制度		改正後
回数に応じて助成。 ・年4回～12回:5万円 ・年13回～18回:7万円 ・年19回～24回:10万円 ・年25回以上:15万円		①と②の合計額を運営補助とする。 <u>①実施回数に応じて助成</u> ・回数(※1)×5,000円 (※1)年4回以上を対象。年24回以上は一律12万円とする。 <u>②こどもの利用人数に応じて助成</u> ・0人～100人:1万円 ・101人～200人:3万円 ・(中略):100人区分ごとに+2万円の増 ・1,001人(※2)～:20万円 (※2)1,001人以上は一律20万円とする。

4. 地域で子育て応援事業 新

(予算額)47,000千円
(所管課)こども支援課

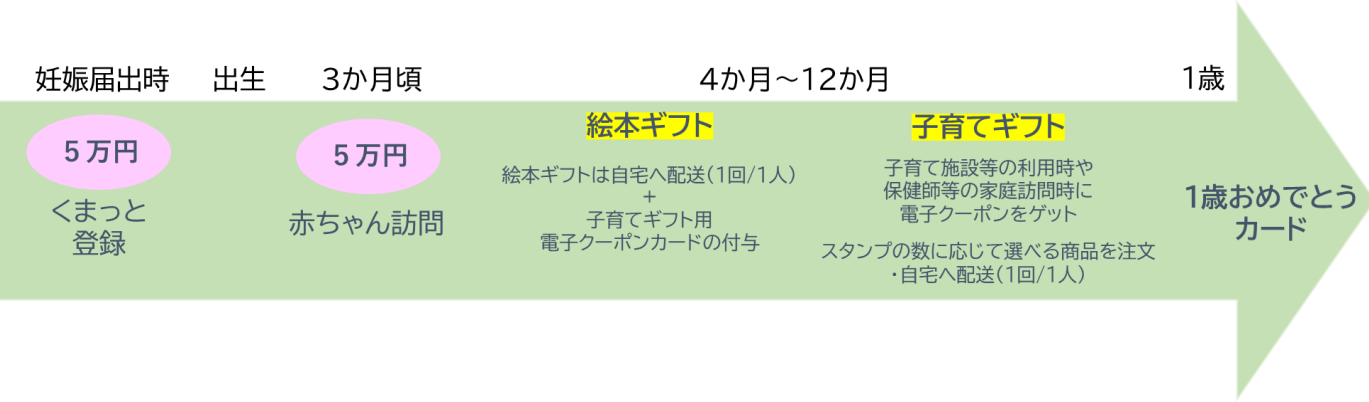
○子育て応援アプリ「くまっと」の電子クーポン活用による、地域での子育て支援の促進と子育て世帯の経済的・精神的負担軽減に要する経費

現状・課題

- 少子化や核家族化の進行により、子育て家庭が孤立化・孤独化している。
- 子育て支援センターや子育てサークルなど地域における子育て支援サービス等を知らない、または知ってはいるが参加までには至らない方が多い。
- 地域での子育て支援の促進、子育て中の保護者の経済的・精神的負担軽減及び孤立化・孤独化を防ぐための仕組みの構築が必要である。

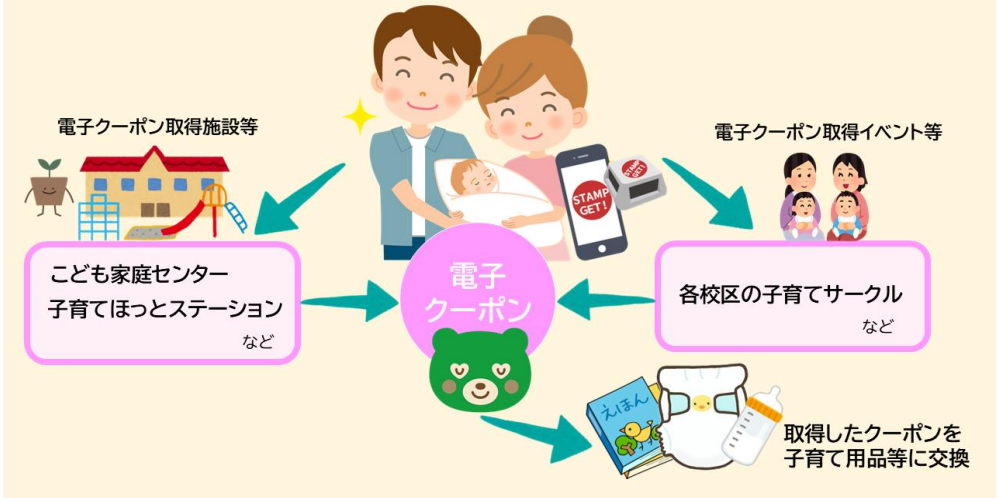
事業概要

- 事業費:47,000千円
- 事業内容
 - 1)対象者 1歳未満の児童を養育する保護者
 - 2)経費等 アプリ開発経費(クーポン取得・ギフト交換)、広報費等 12,000千円
アプリ運用経費(クーポン・ギフト) 2,000千円
ギフト代(5千人分) 33,000千円
 - 3)絵本ギフト 赤ちゃん訪問後に対象者全員に電子クーポンを付与。アプリから注文。
 - 4)子育てギフト 子育て支援施設等の利用時や各校区の子育てサークルへの参加時等にスタンプを付与。スタンプ数に応じて子育て用品を選択し注文。



イメージ図

「くまっと」で電子クーポンを取得・子育て用品へ交換



5. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

新

(予算額)1,653千円
(所管課)こども支援課

○慢性疾患を抱えるこどもや家族に対する相談体制の充実等に要する経費

現状・課題

○在宅で疾病を抱えるこどもの生活支援や、将来の自立に向けた就労等に不安や悩み(※)を感じている方が多い一方、こどもとその家族が相談できる場所が限られている。

○こどもとその家族の日常生活上での不安や悩みの解消を図るため、相談支援を強化する必要がある。

※「小児慢性特定疾病児童等の生活に関するアンケート」(R7)より、
在宅で生活を支えることへの不安がある(64.9%)、お子さまの就労への不安がある(61.7%)

事業概要

○事業費:1,653千円

○事業内容

(1)小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【1,653千円】

在宅医療や日常生活の悩み、就労・進路選択の悩み、小児慢性特定疾病医療費助成申請に関する相談等への対応が可能な自立支援員の配置や出張相談会の実施。
こどもやご家族が参加できるイベント等の実施による、相互交流支援の充実。

《積算内訳》

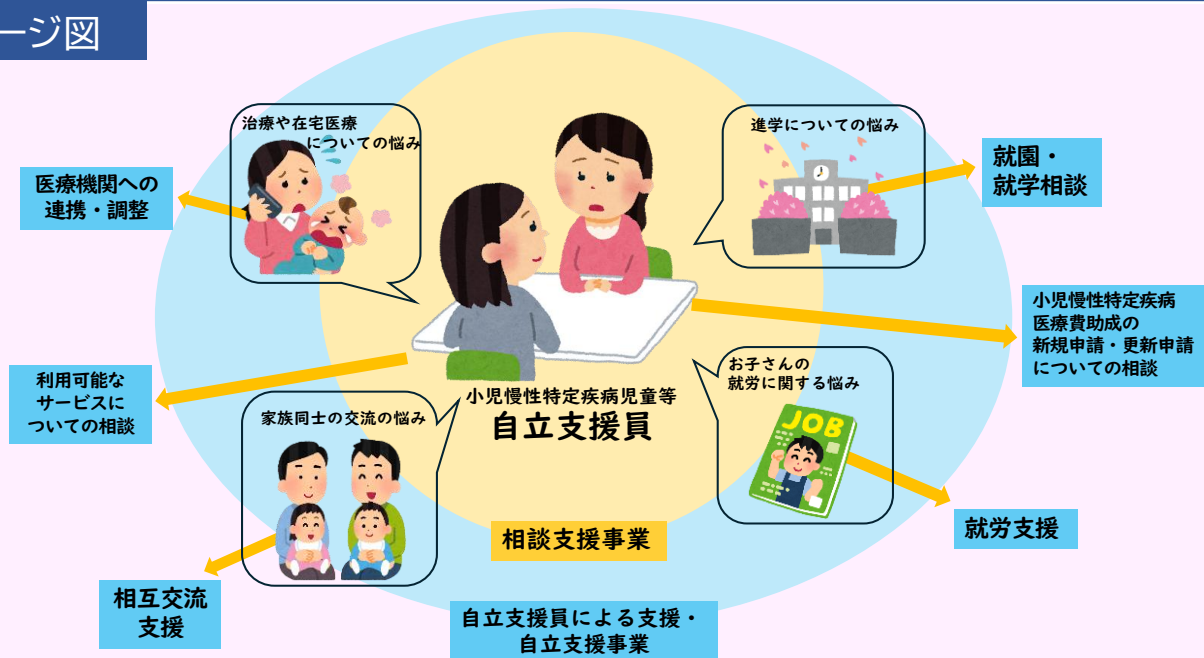
・委託料:1,653千円

※相談支援に係る自立支援員の配置、年2回の出張相談会を実施予定。

こどもや家族の交流イベントの実施(年3回)

※県と連携して支援に取り組む。

イメージ図



○聴覚障がい[※]の早期発見につながる新生児の検査等に要する経費

現状・課題

- 聴覚障がいは、早期発見と適切な支援で言語発達への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象とした聴覚検査の実施が重要である。
- 国の「こども未来戦略」(R5.12閣議決定)を踏まえ、難聴児の早期発見・早期療育推進のため、公費負担にて検査を実施する必要がある。

事業概要

○事業費:26,000千円

○事業内容

(1) 新生児聴覚検査公費助成【25,030千円】

出生後早期(概ね生後3日以内)に産科・新生児科で実施される聴覚検査について、これまでは受検者負担となっていたところ、公費により無料で受検できることとする。

《積算内訳》

- ・委託料:4,888人×5,000円=24,440千円
- ・事務費:4,888人× 100円= 489千円
- ・受診券印刷など:101千円

(2) 償還払い対応【970千円】

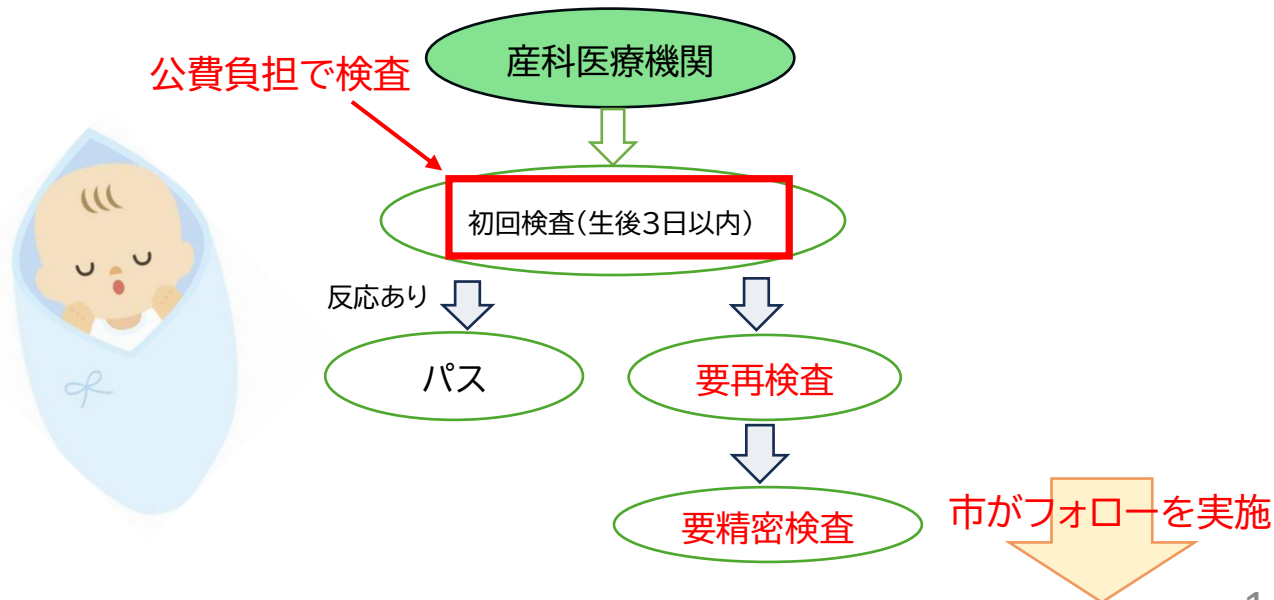
《積算内訳》

- ・里帰り出産等:194人×5000円=970千円

※検査結果を全数把握し、再検査(精密検査)が必要な児の受診状況を早期に確認するとともに、フォローが必要な児及び保護者を適切な支援に繋げる。

イメージ図

新生児聴覚検査の流れ



7. 不妊治療費助成事業 新

(予算額)18,500千円
(所管課)こども支援課

○不妊治療における保険診療と併用して実施する先進医療費の一部助成に要する経費

現状・課題

- 不妊治療のうち先進医療は保険適用外であるため、治療費が高額となり、経済的負担が大きい。そのため、こどもを望む気持ちがあっても、費用負担の大きさが治療継続の壁となることから、多くの人が悩みを抱え、精神的負担にもつながっている。
- こうした経済的・精神的負担を軽減することで、不妊治療の継続を支援し、妊娠の機会拡大につなげる必要がある。

事業概要

○事業費:18,500千円

○事業内容

(1)不妊治療費助成事業【18,500千円】

1)対象者

次の要件全てを満たす方

①先進医療を受けた時点で夫婦であること(事実婚含む。以下同じ)

②先進医療を受けた時の妻の年齢が43歳未満であること

③夫又は妻のどちらかが、申請日時点で熊本市の住民基本台帳に記載されていること

2)助成対象治療

保険診療の不妊治療と組み合わせて実施した先進医療にかかる費用

助成対象となる先進医療は、厚生労働省が告示したものであり、厚生労働省地方局へ届出又は承認されている医療機関で実施されたもの。

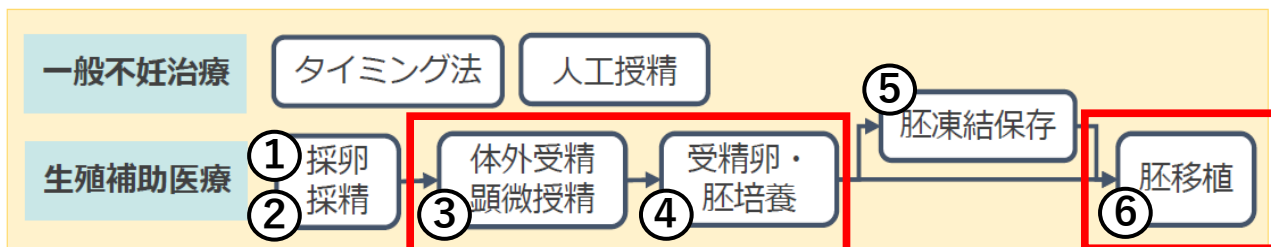
3)助成金額

夫婦1組につき1年度あたり上限5万円

《積算内訳》 ・5万円× 370件

イメージ図

※一般不妊治療及び生殖補助医療はR4.4より保険適用



先進医療:上記(③、④、⑥)と組み合わせて追加的に実施(令和8年4月1日時点)

【③とセット】

・PICSI
・IMSI
・膜構造を用いた
生理学的精子選択術

【④とセット】

・タイムラプス

【⑥とセット】

・子宮内細菌叢検査(EMMA/ALICE) ・着床前胚異数性検査
・子宮内フローラ検査
・子宮内膜受容能検査
(ERA/ERPeak)
・子宮内膜刺激法(SEET法)
・子宮内膜擦過術(内膜スクラッチ)
・二段階胚移植術

8. 産後ケア事業 拡

(予算額)80,000千円
(所管課)こども支援課

○産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対する心身のケアや育児のサポートに要する経費

現状・課題

○核家族化や少子化により、乳幼児に接する機会が少ないまま子育てを始める人が増える傾向にあり、子育てに戸惑うケースが多く、産後うつに繋がりやすい状況がある。

○産後間もない時期の育児の不安や負担、不調を訴える産婦やその家族に対し、専門的なケアを行い、セルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援することが必要である。

○支援が必要な産婦やその家族に対し、切れ目ない支援ときめ細かい対応ができるよう、専門職の質の確保及び、受託施設の確保が必要である。

事業概要

○事業費:80,000千円

○事業内容

(1)産後ケア事業【80,000千円】〔拡充〕

1)対象者:産後1年未満で支援を必要とする産婦及び乳児(父親や養親等も対象)

2)実施方法:医療機関及び助産所、開業助産師に以下の内容を委託

①宿泊型:助産所等の空きベッドの活用により、宿泊によるケアを行う

②日帰り型(1日型、3時間型、2時間型):支援が可能な施設において、日中来所した利用者に対しケアを行う

③訪問型:助産師が自宅等に訪問し、利用者に応じたケアを行う

3)利用回数:①宿泊型②日帰り型③訪問型あわせて10回まで

4)支援内容

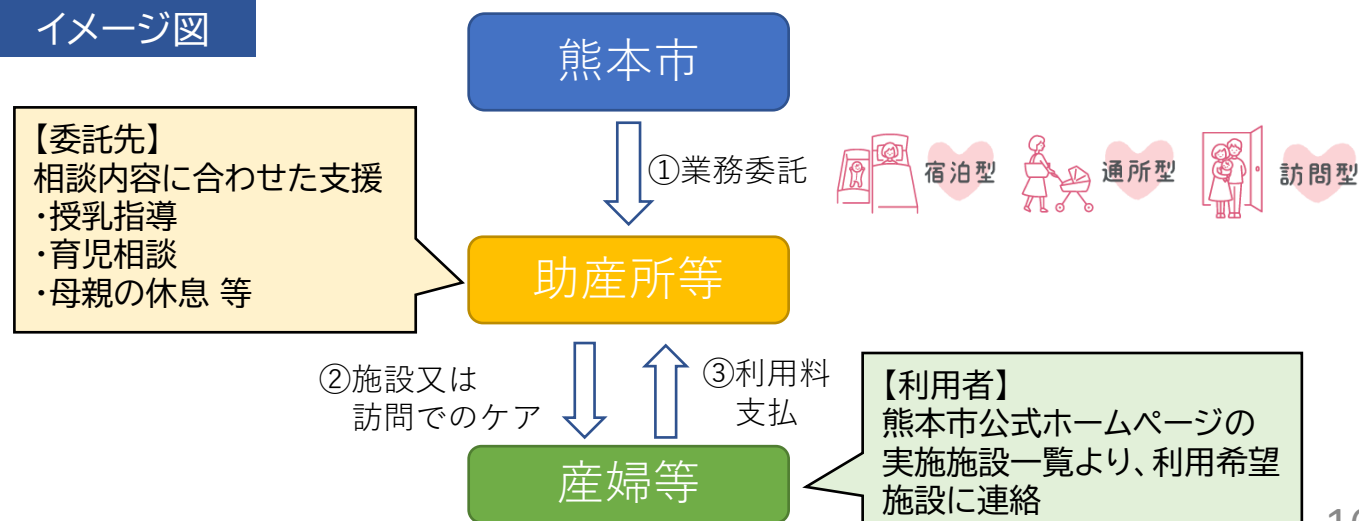
①母親への保健指導、栄養指導 ②母親への心理的ケア ③適切な授乳に必要なケア

④育児の手技にかかる具体的な指導及び相談

《積算内訳》

・委託料:80,000千円 ※R8年度より宿泊型・日帰り型・訪問型の委託料単価を増額

イメージ図



9. 認可外保育施設等AED設置支援事業

新

(予算額)9,350千円
(所管課)保育幼稚園課

○AED未設置の認可外保育施設等に対する設置の支援に要する経費

現状・課題

○令和6年1月に市内の認可外保育施設で乳児の死亡事案が発生した。

○教育・保育施設においては、緊急時対応力の向上が求められており、一般財団法人日本救急医療財団が示す「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、教育・保育施設においてはAEDをすみやかに使用できるようにしておくことが望ましいとされている。

○認可外保育施設のうち、約50施設でAEDが未設置の状況にある。

事業概要

○事業費:9,350千円

○事業内容

認可外保育施設に対するAED設置支援【9,350千円】

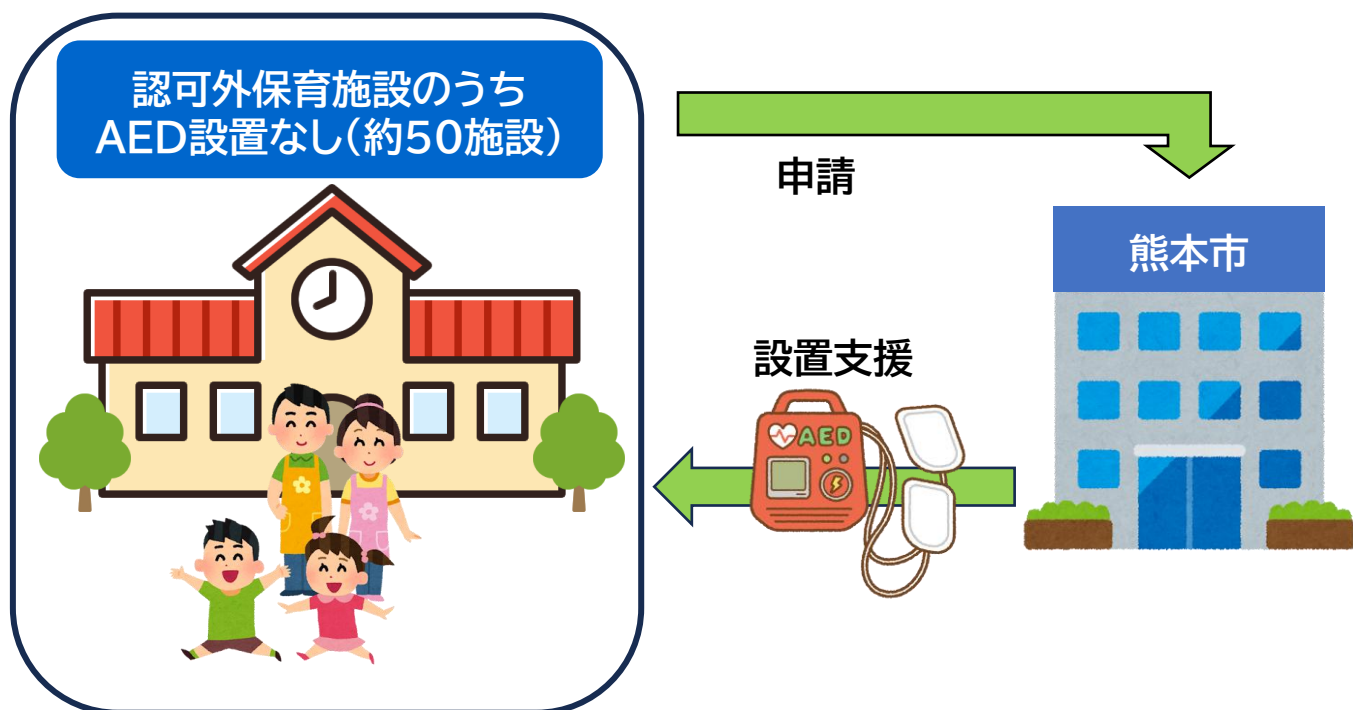
認可外保育施設(居宅訪問型除く)のうち、現在AED未設置であり設置が必要な施設に対し支援を行う。

《積算内訳》

・設置支援費用:9,350千円

※187千円×50施設=9,350千円

イメージ図



10. こども誰でも通園制度関連経費 **拡**

(予算額)103,695千円
(所管課)保育幼稚園課

○就労要件を問わず誰でも利用できる新たな通園支援に要する経費

現状・課題

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭のなかには、「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている家庭があるが、保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者が対象となっている。
- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する必要がある。

事業概要

○事業費:103,695千円

○事業内容

(1)私立保育所等への給付費支給【98,340千円】^{〔拡充〕}

こども誰でも通園制度を実施する私立保育所等に対し、給付費を支給する。

※保育所等に通っていない生後6カ月～2歳のこどもなら誰でも、親の就労状況等にかかわらず、月10時間の利用枠内で保育施設を利用できる制度

※実施施設数を11施設から20施設へ拡充

(うち1施設は公立保育所(豊田保育園を想定))

《積算内訳》

・扶助費:98,340千円

(2)公立保育所における専任保育士の人件費【5,355千円】^{〔拡充〕}

こども誰でも通園制度を実施する公立保育所での預かりを行うために、専任保育士を雇用する。

《積算内訳》

・会計年度任用職員(保育士)1名分人件費等:5,355千円

イメージ図

こども[★]誰でも[★]通園制度



対象

0歳6か月～満3歳未満で
保育所などに通っていないこども

親の就労状況等にかかわらず
月10時間まで
保育所などに通園できる



11. こどもの居場所支援事業 **拡**

(予算額)32,100千円
(所管課)こども家庭福祉課

○家庭や学校に居場所のないこどもに包括的な支援をするための居場所運営に要する経費

現状・課題

- 不登校やヤングケアラー等の課題を抱えるこどもたちが社会とつながり、安心できる場所で「生活習慣」等を身につけることができるよう支援を行っている。
- こどもたちの健やかな成長や心身の発達を促すためには、心理的支援の充実が必要である。

事業概要

○事業費 32,100千円

○事業内容

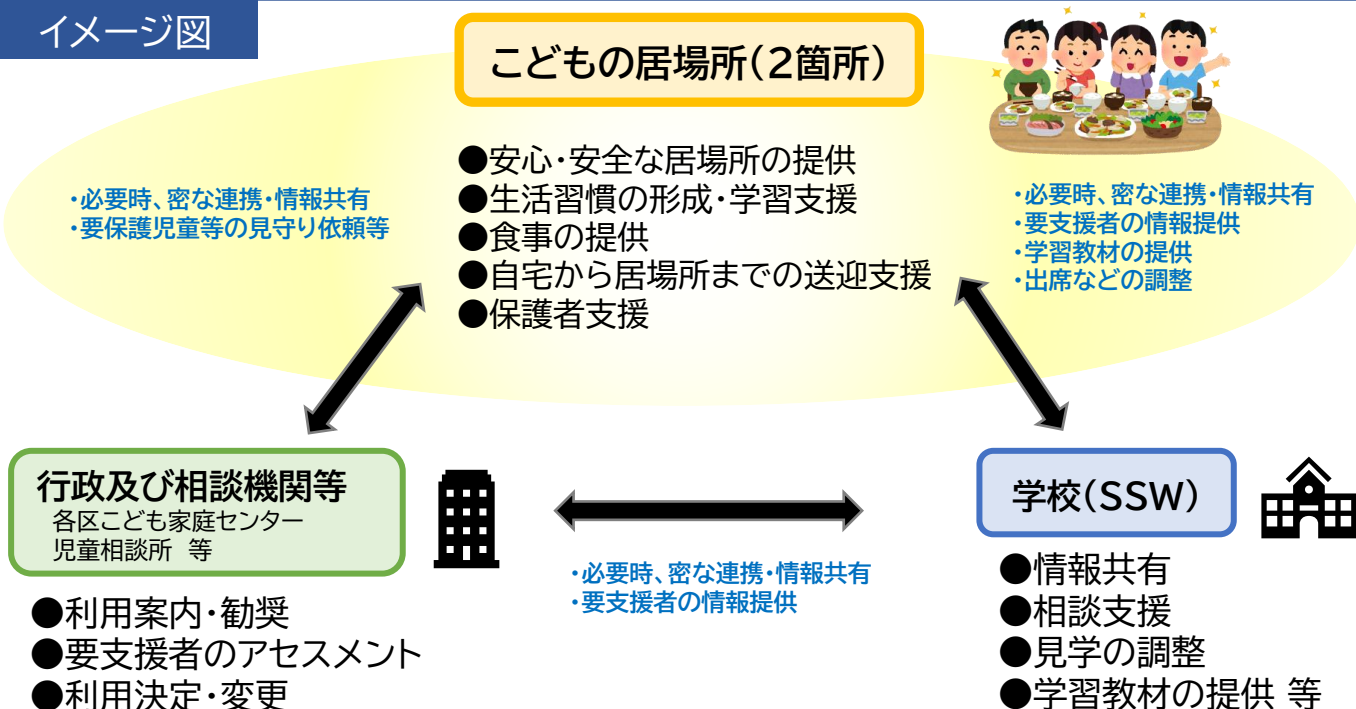
(1) 居場所運営費(2箇所)【9,643千円】^[拡充]

- ・月曜日～金曜日(祝日除く)12:00～20:00まで開所
- ・支援対象者:ヤングケアラー、要保護児童、困窮世帯等
- ・食事(昼食、夕食)の提供^[拡充]
- ・生活習慣の形成、学習支援、送迎支援等
- ・保護者の相談対応、親子関係形成の支援(ペアレントトレーニング)、心理面の支援等^[拡充]

(2) 職員配置経費【22,457千円】^[拡充]

- ・こどもへの支援を行う職員を常時2名以上配置
- ・送迎を担当する職員を1名以上配置
- ・心理的支援を行う専門職員を1名以上配置^[拡充]

イメージ図



12. こども発達支援センター運営経費 **拡**

(予算額)43,385千円
(所管課)こども発達支援センター

○こどもの発達に関する相談や検査体制の整備等に要する経費

現状・課題

○保護者や園、学校等からのこどもの発達に係る相談は、受付から実施まで長期に及ぶ待機期間が発生しているとともに、相談内容が複雑多様化している。このため、迅速に発達検査業務を行う体制を構築しつつ、こどもの特性や家庭の状況に合わせた質の高い対応を行うことが必要である。

※待機期間 令和6年4月:80.0日 10月:96.6日、令和7年4月:86.7日 10月:32.0日

事業概要

○事業費:43,385千円

○事業内容

こども発達支援センター運営経費【拡充】

障がい又は障がいの疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活を円滑に過ごせるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門職が個々の状況に応じた支援を行っている。

このうち、こどもの知的発達や発達特性の評価、検査結果のガイダンス、関係機関とのつなぎなどの発達検査等業務について、委託を行う。

委託により、待機期間の短縮を図るとともに、発達検査以外のセンター業務(こども・保護者への助言や相談、学校や園への支援、関係機関との連携や助言等)についても、より質の高い支援を行う。

《積算内訳》

- ・検査業務委託経費:12,911千円【拡充】
- ・会計年度任用職員等雇用経費:27,864千円
- ・備品購入等経費:2,610千円

イメージ図

